

広島県告示第千七百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和五年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
みのり薬局	三原市宮浦六丁目三番二号	令和五年七月二日
みのり薬局港町	三原市港町一丁目三番一五号	令和五年七月二日
大岡耳鼻咽喉科医院	尾道市因島田熊町五四三七番地三五	令和五年九月二日
松田歯科医院	三次市南畑敷町五〇六番地一一	令和五年八月二日
医療法人社団慈恵会 坂口 歯科医院	庄原市比和町比和七七九番地一	令和五年八月二日
谷口歯科医院	廿日市市廿日市二丁目五番五号	令和五年八月二日
原小児科	安芸郡海田町日の出町六番地六二〇二号	令和五年八月二日